

清代檔案史料論序説

—乾隆期の日本人漂流民送還関係軍機處録副奏摺を素材として—

黨 武 彦

はじめに

東京大学史料編纂所は現在、東アジア各地に存在する前近代日本関係史料収集事業を推進している。その一環としての一〇〇〇年から二〇〇二年の三回の中国での調査では、北京の中国第一歴史檔案館所蔵の日本関係史料の調査に重点がおかれた⁽¹⁾。中国第一歴史檔案館に所蔵される史料は所謂「明清檔案」と呼ばれる史料群であり、この十数年においてとりわけ活発に利用されるようになつたものである。岸本美緒氏は最近の研究動向を述べる中で、「清代史研究においては『檔案の時代』を迎えている」と表現している⁽³⁾。しかし、檔案を正確に扱う文書学的な知識をふくめた檔案に関する史料論については、社会史を中心に主流を形成する現在の日本の明清時代史の研究潮流の中で「もつとも暗い一隅」として扱われ、特に専論として論じられることが無かつたものである。

本稿では、上記調査において収集した乾隆期の日本人漂流民送還関係軍機處録副奏摺を素材として、清代の檔案に関する史料論について初步的ではあるが考察を行いたい。

現在のように檔案⁽⁵⁾を史料として用いることが一般的になる以前の中国清代史研究において、そこで使用される史料は、主として以下のようなものであった。

- (1) 「清實錄」、「東華錄」、「清史稿」などをはじめとする編年体・紀伝体の通史史料。
 - (2) 「清会典」、各種「則例」、各種「省令」等、漢籍目録において史部政書類に分類される史料。
 - (3) 「畿輔通志」、「保定府志」、「清苑縣志」などの各レベルの地方政府主体単位で編纂された地方志史料。
 - (4) 「胡林翼集」等の主として科挙官僚の文章を集めめた文集史料。
 - (5) これも主として官僚の手になることが多い「嘯亭雜錄」、「枢垣記略」などの筆記史料、「碑伝集」などの伝記史料、「乙巳日記」などの日記史料。
 - (6) 近年、宗族研究に使用される族譜等の譜牒史料。
- その他、小説・詩文等の文学作品なども使用される」ともあり、また、

近年の徽州文書等の民間契約文書の出現はさらに史料と研究の多様化をもたらしているが、多くは上記の範囲であつたといえよう。

これらの史料群は、そのほとんどが編纂・編集の手を経た「典籍」といえるもので、いわゆる一次史料ではない。⁽⁸⁾このことはいわゆる「古文書」をその史料の主要なものとして位置づけてきた日本史研究との明確な差異である。また、その典籍の大部分が政府・官僚・知識人による編纂物・著作であることも大きな特徴である。

このようなエリート層の手からなる非一次史料を使用することについて、清代史研究はそれを当然のこととしてきた。山根幸夫編『中国史研究入門』(山川出版社、一九八三)や『アジア歴史研究入門』(同朋社、一九八三)と言った研究案内書においても、史籍解題では編纂物の紹介が多くの部分を占めている。しかし、両書において、すでに檔案についての一定の言及があるように、一次史料としての明清檔案の所在については、中國史における「甲骨」「漢簡」「敦煌文書」と並ぶ四大史料群として既に了解があつたし、主として一九三〇年代に行われた故宮文献館の整理作業の過程において出版された『文献叢編』や『史料旬刊』等にはその一部が紹介され、また研究にも利用されていた。ただ、これらの資料集は、特定のテーマに沿つたものであり、すべての研究者の要求を満たすものではなかつた。⁽⁹⁾また、大陸への渡航自体が困難であつた七〇年代まで、明清檔案の直接の利用については容易ではないと考えられていたし、事実そうであった。上記両入門書でも、直接の利用については全くの言及がない。また、⁽¹⁰⁾地方の官府の檔案については諸々の混乱の中で失われたものとされていた。

ところが、一九七三年、台北の故宮博物院による『宮中檔案摺』⁽¹¹⁾の影印出版が開始されてから、状況の変化が生じてきた。すでに一九七〇年から博物院内の図書館は対外開放されていた。また、七〇年代末から、

大陸においても改革・開放路線の中での史料の対外開放が進み、北京の中国第一歴史檔案館では一九七八年から外国人研究者に対する閲覧業務も開始され、明清檔案を直に手にして調査することができるようになつた。また、同檔案館が編者となつた、一九八四年の『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』をはじめとする大型シリーズの影印版の出版がはじまり、その後『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』や、各朝の『上諭檔』が続々と発行された。⁽¹²⁾

明清檔案の閲覧の対外開放と相次ぐ影印出版は、清代史研究の史料状況に劇的な変化を与えた。檔案史料は、問題が生じた現場で作製された一次史料であつたし、諸皇帝の直筆の硃批もその書かれた場面をリアルに感じさせた。また、実録等の編纂の過程で省略された個別具体的な事件のあらましなどが細かく再現できるなど、より詳細な情報を得ることができた。そして、その史料の数量も圧倒的であつた。まさに、清代史研究における「檔案の時代」の滥觴であつた。

研究者は、檔案の詳細な記述を珍重し、自己の研究テーマに即して、一部をピックアップして主題研究に用いる、といったような従来の史料と同様の態度で使用してはいたが、その後、総体として檔案というものをみていくうちに、この史料群がやはり全体を語るものではないという当たり前の史料批判に行き着いた。明清檔案の中で主要な史料群のうちの一つである奏摺は基本的に地方の大官から皇帝に送付されたものであるから、州県レベルといったような「社会」との接点である末端の行政の現場・事象の現場からは出発点において相当な距離がある。また、自己の都合の悪い記述を上奏者が積極的に行うものではない。

このようなか、史料としては膨大な数がありながら、明清時代研究の主流であるところの社会史的アプローチにおいてはこれらの史料群が積極的・効果的に使用されることとは少なく、筆者が行つてているような、檔

案史料の性格を逆手にとり、各政策の決定から施行に至るプロセスなどを、行政主体の動機や意味づけからみていくこうとするような制度史的アプローチはまったくの傍流にある。また、明清檔案の史料学的研究は、もっぱら中国人の研究者によつて進行し、日本においては史料紹介を除けばほとんど専論がない状態といつてよい。

以下の章では、冒頭で述べたように、日本人漂流民送還関係軍機処錄副奏摺を素材として、その史料の特性等を制度面から考察していきたい。まず次章ではこの史料群が属する軍機処檔案の全体像および軍機処を中心とした文書制度について概観したい。

二 軍機処檔案について

(1) 明清檔案の分類

明清時代の檔案を所蔵する中国第一歴史檔案館では「全宗分類」という分類の原則により、史料が整理・保管されている。全宗分類は、総数一千万件以上の明清檔案を最初に分類する考え方であり、その基本的原則は檔案が形成される官庁の体系によるものである。^[16]たとえば、内閣で形成された檔案は「内閣全宗」、礼部で形成された檔案は「礼部全宗」となる。地方官庁の檔案も全部で九全宗存在する。ただし、全檔案が官庁による分類をされているわけではなく、例えば明代の檔案はその全て（三六一〇件）が一括されて「明朝檔案全宗」として分類されており、また溥儀の檔案は「清廢帝溥儀檔案全宗」とされるなど、個人を単位とする例もいくつかある。それぞれの全宗の檔案の件数には大きなばらつきがあり、内閣全宗の檔案は二七一万件を数えるが、大理院全宗の檔案はわずか四件である。

全宗分類の下位の分類は、主題別の分類となる。主として一九五〇年

代から進められた作業において、数量が膨大な「硃批奏摺」（約五六万件）【軍機処錄副奏摺】【内閣題本】（約一七〇万件）についてはこの主題別の分類作業が行われた。【硃批奏摺】を例にあげれば、内政、外交、軍務、財政、農業、水利、工業、商業貿易、交通運輸、工程、文教、法律、民族事務、宗教事務、天文地理、鎮圧革命運動、帝国主義侵略、経費、貨幣金融、捐輸、其他）、それ以下は時代順による配列となる。^[18]主題分類はおおよそ史料の傾向（つまり清朝の行政の内容）に沿つたものであるが、鎮圧革命運動類や帝国主義侵略類などは、分類作業が行われた時代相を映すものとなつてている。

史料編纂所の事業における主要調査対象である日本関係檔案は、主題分類においては外交類の中日関係に關わる部分にそのほとんどが含まれる。外交類をその分類としても檔案は、宮中全宗の「硃批奏摺」、軍機處全宗の「錄副奏摺」、内閣全宗の「礼科題本」および「礼科史書」であり、また内閣外交專案にも若干の関係史料がある。^[19]現段階では主として檔案館側の事情により、「硃批奏摺」と「軍機処錄副奏摺」の調査しか完了していないが、この中で特に明治維新以前ということに限定すれば、その大部分を占めるのが日本人の漂流民関係の史料である。

本稿で素材とする「軍機処錄副檔案」はその名称から推察されるがごとく、軍機処という官庁において形成され保存されていた檔案であり、よつて、軍機処檔案全宗に分類されている。

(2) 軍機処檔案の全容

軍機処の檔案群は、いわゆる「八千麻袋事件」^[20]に巻き込まれた内閣大庫檔案とは異なり、方略館（論文末地図②）に保存されていた。民国三

(一九一四)年、國務院（總理孫寶琦）が大總統（袁世凱）に軍機處檔案の重要性に鑑み、これらを國務院の集靈園に移交することを請い、实行された。その後、北洋軍閥の時代には、混乱の中、顧みられることなく、集靈園の後樓に存置されたままであった。一九二五年故宮博物院が成立すると、博物院は翌年一月、故宮から搬出した軍機處檔案を故宮に戻して整理を進行することを北洋軍閥の國務院（總理は許世英）に要求し、それが認められ、大高殿（景山と北海の間）に保管され、整理が進められた。その後、一九三三年、日本の華北侵攻に伴い、全檔案は紫禁城内南三所（論文末地図②）の文献館にうつされ、その後は故宮の文物とともに南遷さらに西遷した、抗日戰爭終結後南京に戻り、その後文物と檔案の大部分は北京に運ばれた。明清檔案は、故宮内の文献館に保存された。一九四八年に国民政府が台灣に遷る際、南京に残されていた文物と明清檔案は台北に運ばれた。⁽²¹⁾

さて、軍機處の檔案は、大別してA檔冊、B奏摺、の二つに分類できる。Aの檔冊は故宮博物院文獻館編『清軍機處檔案目錄』にある一五七種、七九六九冊のもので、その内容は多岐に渡るが、単士元氏の要を得た分類によれば、（1）目錄類、（2）上諭類、（3）奏議類、（4）外交類、（5）軍事類、（6）藩族類、となる。近年影印出版が続いている各朝の『上諭檔』はこのうちの（2）に含まれる。後述の『隨手登記檔』は（1）に含まれる。Bの奏摺は本稿で素材とする「軍機處錄副奏摺」をその主要とするもので、地図や單などの附件もその中に含まれている。その数量は八〇余万件、附件はその二〇～三〇%である。⁽²²⁾

(3) 軍機處と奏摺の処理過程

軍機處は一般的に知られているように、雍正時代（一七二一～一七三五）以降の清代の官僚機構においてとりわけ重要な機構である。趙翼

『簪驛雜記』卷一「軍機處」に、「雍正年間、兵を西北両路に用うるに、内閣の太和門外に在り、幕直の者多きを以て、事機を漏泄するを慮かり、初めて軍需房を隆宗門内に設け、内閣中書の謹密なるものを選び、入直書きせしむ。後軍機處と名づく」とあるように、ジュンガル遠征の軍務において、内閣（地図③）と内廷の距離が遠いために機密漏洩をおそれ設置したということが、その成立の理由とされている。軍機處の成立年代には、諸説あるが、雍正八年には成立していたとみてよいだろう。雍正帝の死後、皇位を継いだ乾隆帝は一時軍機處を廃し、總理事務處を政務の最高機関としたが、乾隆二年再び軍機處を設置した。その後清末宣統三年に責任内閣が設けられるまで約一八〇年間続いた。

軍機處の設立と特に乾隆期のその体系化は、奏摺制度の確立という文書制度の変化とも大きく結びついている。清朝は当初、明代の制度を受け継ぎ、内閣を最高意志決定機関としていた。文書制度においても、明制を基本的に踏襲した本章ともよばれる題本がその太宗であった。題本は皇帝に直接提出されるものではなくまず内閣に送られ、内閣大學士による票擬（処理の判断をあらかじめ付箋の形をした票で提示しておくこと。二つ以上の判断が用意されることもあり、その場合皇帝がそのうちの一つを選択する）が行われ、ここではじめて皇帝の判断が下され、批准となつてそれが裁可される形をとる。すべての政策が内閣を通じて行われるならば、皇帝の決定権は制約を受けたものとならざるを得ないが、清朝においては藩部の問題など満州人の専権に属する事項も多く、これらの案件は議政王大臣が処理した。すでに全ての政治案件が内閣を通過しなければならないわけではなく、内閣の案件は基本的に中國内地統治に限定されていた。また、康熙帝は中國内地統治においても南書房（地図⑥）を設置するなど、皇帝の主導権を確立する動きをみせていた。⁽²⁴⁾

ようとしたが、この奏摺という文書形態の採用も主導権確立の動きの一
つと位置づけられる。奏摺は当初は文書の明確な形式も定められておらず、奏摺制度を劇的に活用した雍正期の奏摺にもそのような私信としての性格は強く残り、雍正帝の長大な硃批を見ると、やはり皇帝と官僚の二者間の関係において問題が処理されるのが基本であったといえよう。
しかし、乾隆期になると、皇帝がおまかに判断をしたのちに、一旦軍機處に差し戻し、そこで検討結果を再度皇帝と合議して現実の政策を進めると、合理的なされ、それに伴う制度化が進行した。⁽²⁵⁾

その制度化後のシステムを具体的に述べてみよう。奏摺提出権のあるのは中央では、宗室・王公、文官では京堂以上、武官では副都統以上、⁽²⁶⁾ 詞臣（翰林院・詹事府の官僚）においては日講起居注官、言官では六科給事中と十三道監察御史、地方においては總督、巡撫、布政使、按察使、武官では、總兵以上、駐防八旗では總管城守尉以上、新疆北路弁事大臣、領隊大臣以上の各官である。道員にも提出権はあった。⁽²⁷⁾ 奏摺の受領は奏事処という機関が行う。奏事処には景雲門（地図④）内外奏事処（地図⑤）と月華門（地図⑧）南の内奏事処（地図⑨）の区別がある。中央官は毎夜午前一時前後に筆帖式（各中央官庁の翻訳官）を使って東華門（地図①）に行かせる。午前四時前後には外奏事処に至り、外奏事官（六部・内務府の司員から選抜、十年に一度の交代）に奏摺を接收させる。筆帖式は檔簿に登記する。外奏事官は奏摺を持って入内し、内奏事処に至り、奏事太監（内奏事処の人員はすべて宦官）に呈進する。地方官のうち、督撫は駅遞を通じて奏摺の移動を行い、兵部の捷報処がそれを受け取ると捷報処はそれを内奏事処にわたす。その際内奏事処は奏摺の到着の度に受取り、時間の指定は無い。地方官のうち、布政使以下は自らの家人や差弁を遣わして、奏事処に至らしめる。この場合は外奏事官が接收して転送した。⁽²⁸⁾

さて、その後、奏摺は奏事太監を通じて皇帝に送られる。皇帝はここで奏摺を閲覧し、硃批を加える。御史等の言官による風聞や確証のないものには硃批を加えない。乾隆帝や嘉慶帝は早膳の後に奏摺を批閲したものには「接摺」という。内容の機密性が高いものは「留中」として皇帝の手元にとどめられた。「留中」奏摺は軍機處に送らないか、送る必要がある場合でも上奏者の名前を削除した。

この際、軍機處は既に硃批の内容が決定しているものについては、それにしたがって旨を擬す。これを「早事」という。硃批の内容が確定していないもの、例えば「別有旨」という硃批があるもの、または硃批を経ていない奏摺などは黄匣に入れ、再度旨を請う。その際に、面会して判断を仰ぐものは「見面摺」、書面をもつて指示を請うものは「奏片」という。この二つの方法を総称して「双詣」という。

さて、軍機大臣および章京は午前四時前後には隆宗門（地図⑪）内の軍機處の建物（地図⑩）に入る（大臣は北屋、章京は南屋に入る）。皇帝は軍機大臣に対して毎日一回から数回の「召見」を行い、その際には章京も随同し、南書房に控える。皇帝は軍機大臣に諸指示を出し、あるいは大臣と協議する。皇帝の指示は「承旨」という。大臣は承旨の内容を章京に記録させ、規定の程式にしたがって諭旨（特に下すものを「諭」、奏請によって下すものを「旨」）を撰擬する。諭旨を撰擬することは当初は大臣の専権であり、軍機處値房に戻って撰擬し、翌日提出したが、後には章京が撰擬するようになった。⁽³¹⁾

撰擬された諭旨は、「明發上諭」と「寄信上諭」（「密諭」「字寄」「廷寄」）にわかれ。前者は公開制のもので内閣を通じて発せられ、後者は機密性の高いもので、通常督撫などの個人宛に発せられる。この区別

についてはよく知られているので詳述はしない。⁽³²⁾

軍機処は上記の奏摺処理と諭旨作製の過程において、毎日檔冊に登記を行った。これが「隨手登記檔」である。⁽³³⁾ 隨手登記檔には、硃批奏摺について、「硃批方觀承摺」といった上奏者の見出しのあと、奏摺一件ごとに硃批と処理の内容が記され、諭旨についても「上諭」と「旨意」ごとにその摘要が記された。

(4) 錄副奏摺の作製

軍機処は、皇帝から硃批奏摺を受け取ると別に一部の写しを作り、これを「錄副」と称した。この作業は方略館（地図⑫）で行われ、方略館供事（内閣・翰林院・詹事府等の衙門から選抜）がそれにあたつたが、機密性が高い者は軍機章京が自ら鉢した。錄副奏摺も含め、関係文書は基本的に方略館に保存された。このように、方略館では実際には軍機処の事務が行われていた。『平定兩金川方略』などのいわゆる「方略」を編纂する際には、別に場所を設け、編纂官も別に選び、編纂終了後には裁撤した。⁽³⁴⁾

錄副の処理を経た原奏摺は再び奏事処を通じて上奏者に返却された。なお上奏者は、戻された硃批奏摺を、定期的に皇帝に返送する義務があり、手元にとどめておくことは禁止されていた。戻された硃批奏摺は宮中の懋勤殿（内奏事処の北、地図⑦）等に保管された。

奏摺の内容が、在京の関連官庁に伝達して行政処理を行う必要があるものであれば、軍機処は錄副奏摺を内閣に発し、内閣は関係機関の派遣員に抄録一件を持ち帰らせて処理させる。これを「發鈔」と称した。内閣はその後錄副奏摺を軍機処に返納した。

軍機処は毎日の錄副奏摺と硃批を経ていない原奏を毎日まとめてひとくくりとし、半月毎に一包として、事後の査証に備えた。これを「月接

包」という。奏摺に伴つて提出された地図や單、また硃批を経ていない原奏摺も錄副奏摺とともにその中に保管された。輿圖檔案が軍機処全宗に多く含まれること、軍機処錄副奏摺中に原奏摺がときとしてみられるのはこのためである。

さて、多くの解説書には、錄副奏摺はすべての奏摺において作成されたかのような記述を見る場合がある。しかし、隨手登記檔をみると「不抄」の記述がみられる奏摺もあり、その多くは謝恩のものである。このような奏摺は錄副は作製されなかつたと考えられる。⁽³⁵⁾

上記の過程からわかるように、軍機処で奏摺の写しが作製され保管されたことは、もし原本が失われた硃批奏摺があつた場合、それを史料的に補うものである。それにとどまらず、地図や單、および硃批を経ていない奏摺を含し、さらに後述のように内閣での処理結果も明記されている「軍機処月接包」の檔案は、独自の史料的意義を有するものとして位置づけることができる。

三 乾隆期の日本人漂流民送還関係軍機処錄副奏摺の分析

近年東アジア海域の研究において、漂流民送還の問題がそのネットワークの一つのあり方として注目され、多くの研究成果が提示されている。このうち日本人漂流民に関しては多くの研究があり、その概要はあらかじめ明らかにされている。⁽³⁶⁾ 檔案を中心とした中国史料についても、松浦章氏・劉序楓氏等による整理がすでに存在している。⁽³⁷⁾

ただ、中國第一歴史檔案館蔵の檔案については、上記松浦・劉氏の整理においては現段階では収集の対象外となっている。そのうち硃批奏摺については、松浦氏の研究論文において既にリストアップされているので、本稿は未紹介の軍機処檔案を列記して、それらの研究の驛尾に附そとうとするものである。また、漂流 자체の内容については立ち入らず、政

表 軍機處錄副奏摺中の日本人漂流関係檔案一覧

No.	上奏者	奉朱批年月日	縮微号
1	雅爾哈善	乾隆18年5月20日	-680
2	班弟	乾隆18年10月15日	-682
3	雅爾哈善	乾隆19年6月19日	-683
4	蘇昌	乾隆32年3月19日	-684
5	熊學鵬	乾隆32年7月13日	-686
6	三寶	乾隆39年1月12日	-688
7	鍾音等	乾隆40年5月8日	-692
8	鍾音等	乾隆40年6月7日	-694
9	三寶	乾隆40年11月20日	-696
10	三寶	乾隆40年12月28日	-698
11	朱珪	乾隆60年8月28日	-700
12	吉慶	乾隆60年12月7日	-702
13	吉慶	乾隆60年12月7日	-704
14	玉德	嘉慶2年3月19日	-707
15	玉德	嘉慶3年12月17日	-709
16	張師誠	嘉慶13年7月18日	-711
17	阮元	嘉慶13年12月4日	-714
18	方維甸	嘉慶15年5月28日	-716
19	方維甸	嘉慶16年1月26日	-719
20	蔣攸恬	嘉慶18年11月26日	-721
21	蔣攸恬等	嘉慶20年12月7日	-723
22	蔣攸恬	嘉慶21年1月27日	-726
23	陳若霜	道光1年2月8日	-728
24	葉世倬	道光1年2月9日	-731
25	師承瀛	道光3年1月18日	-734
26	孫爾堆	道光3年9月2日	-737
27	程含章	道光6年1月9日	-741
28	陶樹	道光6年6月2日	-743
29	程含章	道光6年7月20日	-745
30	劉彬士	道光7年2月14日	-748
31	李鴻賓	道光9年8月18日	-751
32	劉彬士	道光10年1月19日	-754
33	慶喜	道光10年11月24日	-757
34	朱桂禎	道光11年9月2日	-760
35	富尼揚阿	道光11年11月9日	-762
36	富尼揚阿	道光12年1月18日	-764
37	楨廷禎等	道光17年4月5日	-766
38	烏爾恭額	道光17年7月30日	-768
39	楊文定	咸豐元年閏8月7日	-788
40	黃宗漢	咸豐3年7月11日	-790
41	丁寶祿	同治11年11月14日	-793
42	奕劻等	同治24年10月26日	-797
43	烏爾恭額	光緒18年12月9日	-771
44	陳鑾	光緒18年5月5日	-773
45	劉鴻翱	光緒21年6月8日	-775
46	管橋群	光緒23年閏7月7日	-778
47	管橋群	光緒23年11月5日	-781
48	梁寶常	光緒23年8月1日	-783
49	吳文鎔	光緒30年12月22日	-785
50	奕劻等	光緒33年9月14日	-801
51	奕劻等	光緒33年9月14日	-804

策決定過程や文書行政システムの視点から、若干の解説を行う。

現在把握し得た「軍機處錄副奏摺」の中の日本人漂流関係史料の全体を示せば、表のようになる。檔案はすべてマイクロ化されたものであり、マイクロフィルムの番号は579号、表中の「縮微号」はコマ数の番号である。今後の調査者の便のために掲載しておく部分には、中央に「奏定」である。「開面」と呼ばれる表紙にあたる部分には、中央に「奏定」と書かれ、右上に上奏者、右下にその奏摺の内容を示す簡単な題目がついている。折りたたんだ一面の大きさは、およそ26×11cm（他史料から推定）である。

軍機處錄副奏摺は、硃批奏摺と同じく、形式は折りたたんだ摺の形式と書かれ、右上に上奏者、右下にその奏摺の内容を示す簡単な題目がつけられている。左下には硃批を奉じた日付が書かれている。その後抄出した上奏文本文が続き、最後の「伏して皇上の睿鑒を祈り謹んで奏す」

[1]

軍機處錄副奏摺の題目・撫卹遭風難夷船隻
上奏時期：乾隆十八年五月初六日
上奏者・官職：浙江巡撫革職留任臣覺羅雅爾哈善

以下、ここでは複写をすることができる乾隆期の日本人漂流関係軍機處錄副奏摺十三件の基本情報を箇条書きにする。

奉硃批時期・乾隆十八年五月二十日

硃批・知道了

漂着時期・三月二十四日

漂着地点・寧波府定海縣蝦峙地方

漂着船數人數・一隻十三名

関連史料・『高宗実錄』卷五十二、乾隆二年閏九月庚午、命恩卹難夷。

『硃批奏摺』外交類四一二五八一一

備考・参考資料のうち『高宗実錄』のものは、本上奏文に引用されて
いる上諭で、漂流民が漂着した際には管轄總督巡撫が担当官に命じ
て撫卹し、「存公銀」を使って衣食を支給し、船舶を修理し、貨物
を調査返還することを、永く先例となす事を命じたもの。

[3]

軍機處題目・動支備公銀兩

上奏時期・乾隆十九年六月初一日

上奏者・官職・浙江巡撫革職留任臣覺羅雅爾哈善

奉硃批時期・乾隆十九年六月十九日

硃批・該部知道

文書處理・交内閣

関連史料・『宮中檔乾隆朝奏摺』第八輯、六五六頁、乾隆十九年六月

初一日

備考・史料「1」についての事後処理、財政措置報告。十二月初九日
商船に附搭して帰国予定。諸費用総額八四四九錢六分二厘。上記
関連史料は本史料の原本。

[2]

軍機處題目・日本番民咨浙遣送

上奏時期・乾隆十八年十月初一日

上奏者・官職・班第（兩廣總督）

奉硃批時期・乾隆十八年十月初五日

硃批・知道了

漂着時期・（1）二月（2）四月

漂着地点・（1）惠州府陸豐県、（2）肇慶府陽江縣

漂着船數人數・一隻、十二人（うち一人は病死）

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二五八一三、『史料旬刊』地一

四九

備考・同一船が二回の漂流。広東から浙江に咨送して帰国させる処理。

[4]

軍機處題目・遣送難番回国

上奏時期・乾隆三十二年二月二十五日

上奏者・官職・蘇昌（閩浙總督）・莊有恭（福建巡撫）

奉硃批時期・乾隆三十二年三月十九日

硃批・該部知道

文書處理・交内閣

漂着時期・乾隆三十一年八月二十日

漂着地点・詔安縣銅山

漂着船數人數・一隻、十八名

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二五八一五

備考・廈門に転送して、浙江寧波に送り、日本に返す。

[5]

軍機處題目・日本難番回国

文書処理・交内閣

上奏時期・乾隆三十二年七月二十二日

上奏者・官職・浙江巡撫熊學鵬

奉硃批時期・乾隆三十二年閏七月十三日

硃批・覽

関連史料・【宮中檔乾隆朝奏摺】第二十七輯、三八五頁

備考・史料「4」莊有恭奏摺事例の処理について。寧波に日本船無き

故、乍浦の弁銅船に附載して帰国させる。

[6]

軍機處題目・撫卹日本國飄泊船隻

上奏時期・乾隆三十八年十二月二十七日

上奏者・官職・浙江巡撫三宝

奉硃批時期・乾隆三十九年正月十二日

硃批・知道了

漂着時期・八月二十九日

漂着地點・銅鑼環狗頭洋面

漂着船數人數・一隻、十九名（薩摩州人）

関連史料・【宮中檔乾隆朝奏摺】第三十四輯、九十頁

[7]

軍機處題目・遣送日本國難番回国

上奏時期・乾隆四十年四月十三日

上奏者・官職・閩浙總督鍾音、福建巡撫余文儀

奉硃批時期・乾隆四十年五月初八日

硃批・該部知道

文書処理・交内閣

漂着時期・三月初六日

漂着地點・惠安縣

漂着船數人數・一隻、十六人（奧州陸奥島人）

関連史料・【硃批奏摺】外交類四一二五八一六

備考・浙江省より遣回。

[8]

軍機處題目・送回難番緣由

上奏時期・乾隆四十年五月十六日

上奏者・官職・閩浙總督鍾音、福建巡撫余文儀

奉硃批時期・乾隆四十年六月十七日

硃批・該部知道

文書処理・交内閣

漂着時期・二月初十日

漂着地點・台灣府淡水厅

漂着船數人數・一隻、五名（長崎〈崎〉島人）

関連史料・【硃批奏摺】外交類四一二五八一七

備考・史料「4」乾隆三十二年の例に照して処理。

[9]

軍機處題目・日本難番帰国

上奏時期・乾隆四十年十一月初四日

上奏者・官職・浙江巡撫三寶

奉硃批時期・乾隆四十年十一月二十日

硃批・知道了

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二五八一八

備考・史料【7】【8】の浙江省における処理。閏十月十六日乍浦より帰国。

漂着時期・乾隆五十九年十二月

漂着地点・安南

漂着船數人數・一隻九名

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二八五一一三

備考・安南→澳門→乍浦の遣回ルート

〔10〕

軍機處題目・日本難番送回本境

上奏時期・乾隆四十年十二月十一日

上奏者・官職・浙江巡撫三宝

奉硃批時期・乾隆四十年十二月二十八日

硃批・知道了

漂着時期・四月十七日

漂着地點・廣東省潮陽縣

漂着船數・一隻

漂着人數・十四人

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二五八一〇

備考・漂流民は「日本國江戸大王所屬薩摩真馬島王松平薩麻分下頭目」と自称

〔11〕

軍機處題目・日本遭風難民弁理由

上奏時期・乾隆六十年七月十八日

上奏者・官職・左都御史兼署兩江總督、廣東巡撫朱珪

奉硃批時期・乾隆六十年八月二十八日

硃批・知道了

文書處理・交内閣

〔12〕
軍機處題目・（片）

軍機處題目・資送日本國遭風難番帰国

上奏時期・乾隆六十年十一月十八日

上奏者・官職・浙江巡撫覺羅吉慶

奉硃批時期・乾隆六十年十二月初七日

硃批・知道了

文書處理・交内閣、片一不交

関連史料・『硃批奏摺』外交類四一二八五一一四

備考・史料【11】事案の処理。

〔13〕
軍機處題目・（片）

上奏時期・乾隆六十年十一月十八日

上奏者・官職・浙江巡撫覺羅吉慶

奉硃批時期・乾隆六十年十二月初七日

硃批・覽

文書處理・交内閣、片一不交

備考・史料【12】の附片。琉球國貢使の過境日程報告。

以上の軍機處錄副奏摺のうち、中國第一歴史檔案館藏の『硃批奏摺』

奏	鑑音 余文儀 交○	送回難番縁由
六月十七日		抄
閩浙總督臣鍾音福建巡撫臣余文儀謹 奏為奏 聞伏乞 皇上睿鑒 勅部查照施行謹 奏 乾隆四十年六月十七日奉 五月十六日		
朱批該部知道欽此		

図、録副奏摺の例（史料【8】、実線より右が開面）

最後に今後の課題として、清代の内閣制度の問題を提起しておきたい。軍機處に皇帝の政策スタッフ的な機能が完全に具備されていることについては本稿においても明らかにしたとおりであり、その後内閣は形骸化し、内閣の処理する題本はルーティーンワークの報告にとどまるものになつた、との評価は一面では正しいと言える。しかし、内閣は題本の処理だけに特化したわけではなく、軍機處の政策処理においても一つの行政処理機構として不可欠であることは、上記の記述からも明らかである。⁴⁰ 人的な面においても、軍機大臣が内閣大学士と重なることは普通のことであつたし、軍機章京の重要な供給源は内閣であつた。内閣の下位スタッフが自らの固有の職務についての尊嚴を表象している言説もある。⁴¹ また、文書行政上の地位が低下したとされる題本についても、それは政策決定レベルの問題であり、具体的行政においては、「刑科題本」にあきらかなように、固有の領域をもつ史料といえる。ただ、現在の研究者の研究テーマが題本史料のもつ領域に符合していないか、研究者が題本を使いこなすレベルに達していないか、だけであるということもできよう。

いずれにせよ、軍機處の設立以降形骸化した、との評価以降まったく研究が進展していないといえる清代の内閣制度については、翰林院や都察院の位置づけや評価とも総合して、あらためて検討すべき課題であるといえよう。このことは、政治史・制度史の展開のためだけではなく、内

閣題本の史料批判のためとしても重要な作業である。

おわりに

本稿においては、特に軍機處の檔案についての述べるのみで、清代檔案全体についての体系的記述をすることができなかつた。また多くの大陸・台湾の檔案研究者の業績を越える議論を展開することもできたかどうかは自らも疑問とするところである。

しかし、本稿における到達点は措くとして、清代檔案についての文書学的な検討が、清代史の諸研究の進展においてその基礎となるべきものであることは否定できない。また、その体系性、その数量の膨大さにおいて、檔案史料そのものが「補助学」に止まらない、独自の研究領域を有しているともいえるだろう。ただし、社会史研究において示された、過去及び現在の中国社会の基底に迫る成果にまで、檔案史料学が至ることができるかどうかについては、すべては今後の課題とするしかない。

〔註〕

(1) 調査の概要については、本号所載の浅見雅一氏の史料調査報告「中國

第一歴史檔案館所蔵の前近代日本関係檔案について」に述べられている。

(2) 一九五〇年発行の『アジア歴史事典』には、神田信夫氏による「檔案」

の項目があり、「主として明清以後の官府の文書」という定義をしている。

この檔案＝明清檔案とする定義は現在の研究者においても漠然とではあるが生きている。中国では、明清檔案は狭くは紫禁城内にあつた檔案を

指す場合もあるが、『明清檔案通覽』(中国檔案出版社二〇〇〇)に、中国各地の檔案館所蔵の明清期の地方檔案が紹介されているように明清

期の檔案全体を指すのが一般的となつていて。地方衙門檔案としては、四川省檔案館の巴縣檔案などがその代表である。また、中国国外にも多数の明清檔案が存在する。倪道善編著『明清檔案概論』(四川大学出版社、

一九九〇)、秦國經『中華明清珍檔指南』(人民出版社、一九九四)にはイギリス・アメリカ・旧ソ連・日本にある檔案の概要が紹介されている。日本所蔵の清代檔案については、神田信夫編『日本所在清代檔案史料の諸相』(東洋文庫、一九九三)にその調査・研究成果が報告されている。また例えば、東京大学東洋文化研究所等の漢籍所蔵機関には、檔案が帙に入れられ、漢籍扱いで多く所蔵されている。今後のさらなる網羅的調査が必要である。東洋文化研究所にはその他、拙稿「清朝における地方文書行政システム——仁井田陞博士旧蔵清末蘇州府昭文縣文書を中心として——」(専修法学論集)七二、一九九八)で扱った、仁井田陞博士旧蔵の地方衙門の明清檔案、拙稿「清代陵墓建築の歴史的研究——崇陵建築初期の行政処理過程——」(人文科学年報)二九、一九九九)で扱った竹島卓二氏収集の清末崇陵建設に関わる明清檔案が所蔵されている。

(3) 岸本美緒「宋代から清代中期を中心」(『東方学』一〇〇、二〇〇〇)。ただ、檔案の重要性については、神田信夫氏によつて既に一九五六六年には「檔案こそ第一等の根本史料であることはいうまでもない。檔案の利用に当つては、先ず古文書学的な研究もなさねばならぬだろうが、ともあれ今後檔案の活用による明清史研究の一環の進展を念願してやまぬ次第である」(神田信夫「明清史料の統刊」「駿台史学』八)、と述べられて、

さらに一九七六年には、「今や明清史の研究は、根本史料として檔案を利用せざるには済まされない段階に立ち到つた」(神田信夫「書評・『明清史料』癸編」「東洋学報」五八一一)と述べられているように、新しい主張ではない。

(4) 「最も暗い一隅」という表現は『岩波講座日本歴史・別巻2』(一九七六)所収の石井進による「史料論まえがき」にある。戦後明清時代史研究の一つの総括である『明清時代史の基本問題』(汲古書院、一九九七)

にも史料論は、臼井佐知子「徽州文書と徽州研究」という徽州文書に関するもの以外ではなく、明清檔案についての議論もされていない。ただ、檔案に関する史料学が「暗い一隅」にあるのは日本の明清史研究においてであり、中国大陸や台湾においては多数の專論があり、本稿もそれらの成果に多くの部分を負つていて。日本においても近代史、特に外交史

- (5) 「檔案」とは何かについては、使用者や文脈によって多義的な性格を持つ。現在中国一般社会では、「人事記録」としての意味が強い（【岩波現代中國事典】 岩波書店、一九九九、における辻康吉による「檔案」の項目参照）。一方、中華人民共和国檔案法によれば「国家機構・社会組織および個人が政治・軍事・經濟・科学・技術・文化・宗教などの各種活動に従事するなかで形成された、保存する価値がある文字・図表・映像など様々な形の歴史記録」となり、これが現代の公式解釈といえようが、実はこれは檔案の訳語として用いられている「アーカイブ（archive）」に逆に概念を近づけたものであるといえる。
- (6) 註（4）前掲【近代中国研究入門】の前野直彬による「文学と文章」では、官僚の上奏文をそれを書いた当人とのかかわりあいにまでつきつめて見ようとするならば、その官僚の書いた詩を無視できない、と説く。浅見洋二「史料論としての文学研究」（【アジア遊学】七、一九九九）は文学作品を史料として活用することによる中国史研究の新たな問題領域の開拓を構想する。また、岸本美緒「明清交替と江南社会——七世紀中國の秩序問題」（東京大学出版会、一九九九）は、戯曲や時事小説や庶民に近い人物の日記等を使用した研究成果である。
- (7) 馮爾康「清史史料学」（台湾商務印書館、一九九三）
- (8) 例えば、杉山正明「史料とは何か」（【岩波講座世界歴史 I 世界史へのアプローチ】 岩波書店、一九九八、所収）に見られるように、史料の範囲を文字史料以外に拡大し、すべてのものが史料となるとする見解が一般的になっているが、村井章介「中世史料論」（【古文書研究】五〇、一九九九）はそういう見解を受け入れつつ、さらに文書史料の史料学の独自の分野の存在を示唆する。明清檔案の史料学的研究の地平を拡大する意味でも非常に有益な論考である。
- (9) 一九四〇年代以降も、現代に至るまで、テーマ別の檔案史料の排印本は陸続と出版されている。第一歴史檔案館編の【清代檔案史料叢編】一輯（一四輯（一九七八）一九八五、第三輯までは故宮博物館明清檔案部編）、はその代表であるが、テーマが個別的に過ぎ、有効に研究に使用されることは必ずしも多くなかった。そのような状況下でも【雍正硃批諭旨】を用いて行われた宮崎市定を中心とする、京都大学の雍正時代史の研究は、【雍正硃批諭旨】の奏摺が厳密には原檔案とは異なる部分があり、またすべての人物の奏摺を網羅していないという制約をもつてしても、史料の断片ではなく史料全体から時代像を描こうとした画期的研究であった。その成果は東洋史研究会編「雍正時代の研究」（同朋社出版、一九八六）にまとめられている。
- (10) 地方官府の檔案については、中国第一歴史檔案館に「順天府全宗」「長蘆鹽法司全宗」「山東巡撫衙門全宗」のものがある。このうち「順天府全宗」の檔案については蒲池法子「清季華北の『郷保』の任免——中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』宝坻県檔案史料の紹介を兼ねて——」（【近代中国研究集報】一七、一九九五）小田則子「中国第一歴史檔案館所蔵の【順天府檔案】について」（【史林】八一一、一九九八）という史料紹介がある。また、四川省檔案館の巴縣檔案、台湾の淡新檔案はその数量や体系性から見て代表的なものである。淡新檔案については、滋賀秀三「淡新檔案の初步的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」（【東洋法史の研究】島田正郎博士頌賛記念論集）一九八七、所収）、同「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を中心として」（【法制史研究】三七、一九八七）。註（2）批稿は江蘇省昭文県の地方衙門文書を扱ったものである。夫馬進編「中国明清地方檔案の研究」（平成九〇一年度科学的研究費（基盤研究A2）研究成果報告書、二〇〇〇）は明清期地方檔案に関する研究報告論文集。
- (11) 光緒朝（一九七三—七五）康熙朝（一九七六）・雍正朝（一九七七—八〇）・乾隆朝（一九八二）の影印出版である。
- (12) 沈景鴻「国立故宮博物院清代檔案整理・利用及其成果」（【近代中國歴史檔案研討會論文集】 国史館、一九九八）

(13) その後『引見檔』、『軍機處隨手檔』等の影印出版が進み、また、硃批奏摺の財政類等のマイクロフィルムによる購入も可能になり、すでに日本

の東京大学・筑波大学などにそれぞれ数シリーズ所蔵されている。硃批

奏摺財政類については、【中国第一歴史檔案館藏硃批奏摺財政類目録】

全五分冊卷（中国財政経済出版社、一九九〇～一九九二）もある。また

【乾隆朝懲弁貪汚檔案選編】（中華書局、一九九四）、【清代中朝關係檔案史料匯編】（國際文化出版公司、一九九六）【清代中國与東南亞各國關係檔案史料匯編】（國際文化出版公司、一九九八）、【清代中琉關係檔案選編】

【同統編】【同三編】【同四編】（中華書局、一九九三、一九九四、一九九

六、一九九〇）【清代琉球國王表奏文書選錄】（黃山書社、一九九七）、

【澳門問題明清珍檔薈萃】（澳門基金會、一九九〇）、【清代外務部中奧關係檔案精選】（中華書局、二〇〇一）などのテーマ別の影印檔案集も発行

されている。

(14) このような当然のことは、韋慶遠「利用明清檔案進行歷史研究的体会」

（文史知識編輯部編『學史入門』、中華書局、一九八八）においてすでに明確に指摘されている。そこには「用書不如用檔、用檔不忘用書、尽信

檔不如無檔、尽信書不如無書、書檔配合又相攻、史事脈絡漸分明」という示唆に富む記述がある。滝野正一郎（二〇〇〇年の歴史学界一回顧と展望——明・清）（『史學雜誌』一一〇一五、二〇〇一）も「檔案」の項目で厳密な史料批判の必要性を主張している。

(15) このように評価しうるのは漢語の檔案についてである。滿州語を用いた研究は檔案の出現により劇的に進展した。從来は一部を除き入闋前に限られていた滿州語史料を使った研究が、十八世紀以降の研究にもよんでいった。これにより、清朝の漢化の中で滿州語の比重が下がっていった、という理解が相対化され、滿州語の領域が後の時代まで嚴然として存在していたことが明らかになった。王鍾翰「滿文檔案与清史研究」（『清史餘考』遼寧大學出版社、二〇〇一）、杉山清彦「大清帝國史のための覚書——セミナー「清朝社會と八旗制」をめぐつて」（『満族史研究通信』一〇、二〇〇一）等参照。

(16) このような形での整理は、国立北平故宮博物院文献館『整理檔案規則』

（一九三六）第二章整理に、「本館向以原来行政之系統爲整理系統」とあらかじめ、早期からの規則であった。

(17) 現在明朝檔案は第一歴史檔案館と遼寧省檔案館のものをあわせたもの

が、【中国明朝檔案總匯】（廣西師範大學出版社、二〇〇一）として影印

出版された。明朝檔案を利用した研究の動向については、甘利弘樹「明

朝檔案を利用した研究の動向について—『中國明朝檔案總匯』刊行によ

せて—」（『満族史研究』一、二〇〇二）参照。

(18) 明清檔案の分類については、中国第一歴史檔案館編『明清檔案工作標準文獻彙編』（中國標準出版社、一九九五）を参照。

(19) 中国第一歴史檔案館の【内閣外交專案目録】（目録番号五六四二一

一九〇、全一五五〇件）の類別日本、順序号五九に「礼部為送日本難番

回国為知会 乾隆三十二年三月」二件がある。

(20) 内閣大庫の檔案は、清朝自体による破棄計画、北洋政府（教育部歴史

博物館籌備處が管理）時代の官僚・政客による窃盜（魯迅「いわゆる

【宮室文書】について」竹内好訳『魯迅全集第四卷』所収、原題「談所謂

【大内檔案】」参照）など、様々な事件に巻き込まれたが、一九二一年、

歴史博物館が経費捻出のために不要と判断した檔案十五万斤（約七十

トン）を八千の麻袋に入れ、紙店に古紙として四千元で売却したのが、「八

千麻袋事件」である。のち羅振玉が三倍の価格で買い戻し羅の寓居があ

る天津に運び若干の整理を行った。その後羅振玉は個人での作業の限界

を認識し、一九二四年、一部を学部大臣李盛鐸に一万六千元で売却した。

しかし李盛鐸は一袋を視ただけで、一九二八年には中央研究院の歴史

語言研究所に売った。羅振玉が手元に残したものは、約四十箱が日本

人松崎に売られ、二八七二件の貴重檔案は溥儀に献上され奉天圖書館に

移送された。これらの過程で約七分の一が失われた。歴史博物館の檔案

は一部留存分を除き、北京大学に移管され整理された。中央研究院が南

運してのちに台湾に移送されたもの、歴史博物館が保有し続けたものを

除き、奉天圖書館・北京大学のものも含め、一九五〇年代初期には故

宮檔案館（現中国第一歴史檔案館）に接収されて現在に至る。以上は、

中国第一歴史檔案館編著『中国第一歴史檔案館藏檔案概述』（檔案出版

社、一九八五)、曹喜琛「中國檔案文獻編纂史略」(高等教育出版社、一九九九)による。

(21) 单士元「清代軍機處檔案」(我在故宮七〇年)北京師範大學出版社、一九九七、所収)本文によれば、一九二六年に大高殿に移存したのち、

故宮文獻館の单士元・張德澤氏等が整理にあたった。また閲覧にも供されており、いくつかの研究成果を生んでいる。また莊吉發「故宮檔案述要」(國立故宮博物院、一九八三)によれば、南遷檔案は三七七三箱、台灣に運ばれたのは二〇四箱である。故宮明清檔案の南遷については、单士魁「故宮檔案南遷・西遷・北返狀況」(《清代檔案叢談》紫禁城出版社、一九八七所収)に詳しい。

(22) 单士元「故宮博物院文獻館所藏檔案的分析」(中國第一檔案館編『明清檔案論文選編』、檔案出版社、一九八五、所収原一九三六)、なお本文中

で示した「清軍機處檔案目錄」の序文は記名がないが、单士元「清代軍機處檔案編年目錄說明」(我在故宮七十年)北京師範大學出版社、一九九七)は同文であり、单士元氏の撰述であることがわかる。

(23) 古くより、四年説、七年説、八年説、十年説がある。趙志強「軍機處成立時間考訂」(歷史檔案)一九九〇—四)は新史料をもとに雍正八年十一月を主張し、俞炳坤「軍機處初設時間新証—兼與七年説和八年説商?」(歷史檔案)一九九一—三・四)は雍正四年説を探る。軍機處についての専著としては傅宗懋「清代軍機處組織及職掌之研究」(嘉新水泥文化基金會、一九六七)、Beatrice S. Bartlett Monarchs and Ministers: The Grand Council in Mid-Ch'ing China, 1723-1820, University of California Press, 1991. がある。

(24) 清朝の行政文書制度について出発点としなければならない研究として、宮崎市定「清朝における國語問題の一観」(宮崎市定全集)一四所収、原一九四七)を挙げなければならない。また、同「雍正硃批諭旨解題」(宮崎市定全集)一四所収、原一九五七)には軍機處の設立と奏摺制度の連関についての指摘がなされている。また註(23)前掲傅宗懋氏論考には、軍機處設立の要因の一つとして、皇帝が議政王大臣の職權を奪う目的があつたことが挙げられている。

(25) 」のよくな変化を宮崎市定は、奏摺政治の法制化(註(24)前掲「雍正硃批諭旨解題」)、と表現している。このよくな、システム化のもたらした問題点と結果(破綻)については、フィリップ・A・キューン「近世中国の靈魂泥棒」(平凡社、一九九六)の訳者谷井俊仁の「訳者あとがき」に述べられている。

(26) 以下の記述は、以下の参考文献の記述を筆者の観点により総合したものである。梁草鉢「板垣記略」、水東花穂「南屋述聞」呂允甫「板曹追憶」、註(24)前掲宮崎市定「雍正硃批諭旨解題」、王鍾翰「清史雜考」(人民出版社、一九五七)、註(23)前掲傅宗懋「清代軍機處組織及職掌之研究」、莊吉發「清代奏摺制度」(國立故宮博物院、一九七八)、同「故宮檔案述要」(國立故宮博物院、一九八三)、同「故宮檔案的整理開放与之研究」、莊吉發「清史研究」(東吳大學歴史學系主編『史學与文献』、一九九八)、楊啓蕉「雍正帝及其密摺制度研究」(增訂第二版)、三聯書店香港分店、一九八五)、朱金甫「清代奏摺制度探略」(歷史檔案)一九八一—二)、同「清代奏摺制度考源及其他」(中國第一歴史檔案館編『明清檔案与歴史研究』中華書局、一九八八、所収)、劉子揚・朱金甫・李鵬年「故宮明清檔案概論」(中國第一檔案館編『明清檔案論文選編』、檔案出版社、一九八五、所収、原一九七九)、雷采廣・姚潔野「清代文書綱要」(四川大学出版社、一九九〇)、張我德等編「清代文書」(中國人民大学出版社、一九九六)、古鴻延「清代官制研究」(五南図書出版公司、一九九九)。

(27) 光緒「大清会典」卷八二、奏事處。

(28) 单士元「清代奏事處考略」(中國第一檔案館編『明清檔案論文選編』、檔案出版社、一九八五、所収)、同「清宮奏事處職掌及其檔案內容」(故宮博物院院刊)一、一九八五)。

(29) 例えは、吳十洲「乾隆一日」(南海大学出版社、一九九九)によれば、乾隆三〇年正月初八日の午前十時から午後一時の間に、漢文奏摺を七件、滿文奏摺を三件を批閱し、上諭一件を作成させた。

(30) 軍機大臣は大学士・六部尚書・侍郎・左都御史から選任される。宗室からの選任は例外的とされた。章京は、惟一人の例外を除けば、科挙エリートの上層である翰林出身ではなく、内閣中書・六部司員の事務能力

に長けた者が選任され、もう一つのエリートコースを形成した。拙稿「清代の翰林院—清初から嘉慶期まで—」(『専修大学人文科学月報』一九四、二〇〇一) 参照。

- (31) 趙翼「簷曝雜記」卷一「聖躬勤政」には、趙翼が軍機章京であったときのことを以下のように記す。「西睡に兵を用いるに当たりて、軍報の至る有れば、夜半と雖も亦た必ず親覽し輒ち軍機大臣を召して機宜を指示するに動もすれば千百言余なり。余、時に撰擬するに起草より作楷進呈するに或いは一・二時を需すも、上(乾隆帝)猶お衣を披して待つ。」
- (32) 山腰敏寛編「清末民初文書読解辞典」(汲古書院、一九八九)、莊吉発「清代廷寄制度の沿革」(莊吉発『清史論集』五、文史哲出版社、二〇〇〇、所収) 等参照。なお、「乾隆廷寄」(廣文書局、一九七四) は直隸總督方綱承(乾隆十六年~三十四年任)宛の廷寄集。
- (33) 隨手檔の清朝文書管理上の意義については、白彬菊(Beatrice S. Bartlett)「清代軍機處の檔案管理制度—官僚体制創新之一研究」(中国第一歷史檔案館編『明清檔案与歷史研究』中華書局、一九八八、所収)。現在、隨手登記檔の影印本には、中國第一歷史檔案館編『乾隆朝軍機處隨手登記檔』(廣西師範大学出版社、一九九〇) がある。
- (34) 李鵬年等『清代中央國家機關概述』(紫禁城出版社、一九八九)、また、同書によれば、方略館で三年ないしは五年毎に檔案の補修を行う「弁理軍機滿檔案處」「弁理軍機漢檔案處」も臨時的な機構であった。
- (35) 註(26)前掲、莊吉発『故宮檔案述要』は、錄副が作られなかつたいくつかのケースを紹介している。
- (36) 多くの研究があるが、ここではそれらの研究を総括している、渡辺美季「清代中国における漂着民の処置と琉球(1)・(2)」(『南島史学』五四、五五、一九九九、二〇〇〇) を代表としてあげるにとどめる。
- (37) 湯熙勇・劉序楓・松浦章主編『近世環中國海的海難史料集成—以中國日本・朝鮮・琉球為中心—』(中央研究院中山人文社会科学研究所、一九九七)、劉序楓『清代檔案収録外國關係海難史料目録』(トヨタ財團研究報告書『前近代東アジアにおける海域交流成立条件に関する基礎的研究』海域交流史研究会、一九九九)、松浦章「從清代檔案看中日關係」(浙江

大學日本文化研究所編『中日關係史論考』中華書局、二〇〇一)、劉序楓「試論清朝對日本海難難民的救助与遣返制度之形成」(『中日關係史論考』所収)、劉序楓「清代環中國海域的海難事件研究—以清日兩國間對外國難民的救助及遣返制度為中心(一六四四~一八九二)」(朱德蘭主編『中國海洋發展史論文集』第八輯、中央研究院中山人文社會科學研究所、二〇〇一)

(38) 註(37)前掲、松浦章「從清代檔案看中日關係」論文。

(39) 滝野正二郎「清代乾隆年間における奏摺の送達所要日数について」(『アジアの歴史と文化』四、二〇〇〇) は二つの日付の差を利用して奏摺の送達日数を明らかにしたもの。

(40) 内閣に交された奏摺については内閣の漢票簽處において抄録と檔冊の作成が行われ、この檔冊を外紀檔と称した(鞠徳源「明清檔案と中琉関係史料の構成について」『歷代檔案研究』二、一九九一)。

(41) 鮑康『内閣撰擬文字』序。

地図 本稿関係紫禁城図

